

資料デジタル化基本計画 2021-2025

国立国会図書館（以下「館」という。）では、原資料の保存及び電子図書館サービスの向上を目指し、平成 12（2000）年度から所蔵資料のデジタル化を進めている。本計画は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間にデジタル化の対象とする所蔵資料、そのデジタル化の方法等についての考え方を示すものである。対象資料及び方法の詳細については、本計画に基づき、必要に応じて個別に実施計画を作成するものとする。

1 デジタル化の目的

館は、人々の創造的な活動に貢献するために、我が国の豊かな文化的資産を人々が将来にわたり利活用できるように広く収集・保存するとともに、これらの収集・保存した文化的資産（所蔵資料）を基に関係機関と連携して社会全体で知識・文化の基盤を構築することを目指している。これらの取組の一環として所蔵資料のデジタル化を行う。

すなわち、館は、財源の確保に努め、所蔵資料のデジタル化を進めることにより、デジタル化した資料を原資料の代替として提供することで原資料を保存し、検索の利便性や障害者を含むあらゆる人々の利用可能性を高め、また、関係機関等との有機的な連携により知識・文化の基盤を構築することを目指す。

2 デジタル化の対象とする範囲

デジタル化の対象は、館所蔵資料のうち国内資料とし、紙資料、マイクロ資料のほか、アナログ形式の録音・映像資料も対象とする。加えて、外国資料についても、日本語資料、希少性の高い資料及び歴史的価値の高い日本関係資料はデジタル化の対象とする。

3 デジタル化対象資料の選定

デジタル化対象資料を選定する際の評価要素は、次に掲げる事項とし、特定の資料種別、刊行年代、主題等に区分した一定の規模の資料群単位で総合的に判断し、選定する。

<評価要素>

- ・ 唯一性・希少性
他機関における所蔵が確認できない資料又は希少性の高い資料
- ・ 資料の利用機会の拡大
デジタル化することにより利用機会の拡大が見込まれる資料
- ・ 資料の劣化状況、保存の緊急性

資料自体の劣化が進行している資料、再生機器の入手が困難な資料、利用頻度が高いなど、保存・利用保証上のリスクが高い資料

- ・ デジタル化への社会的・学術的ニーズ

デジタル化への社会的・学術的ニーズがあり、館の使命・役割及び他機関等との役割分担に照らして館がデジタル化することが妥当な資料

- ・ 国や世界の体系的なデジタルコレクション構築への貢献

年代、分野、主題等特色ある体系的なデジタルコレクションの構築が可能な資料。他機関のデジタル化との連携により体系的な構築が可能な資料

4 本計画期間中にデジタル化を進める資料群・対象範囲

本計画期間中は、3に掲げた評価要素を勘案し、主として次の資料群からデジタル化を行う資料を選定する。

- ・ 図書：平成 12（2000）年までに刊行されたものを当面の対象範囲として行う。ただし、官庁出版物については、平成 12（2000）年以降に刊行されたものも対象範囲とする。
- ・ 雑誌：刊行後 5 年以上経過したものを対象範囲とし、雑誌記事索引採録対象誌及び学協会等からのデジタル化要望があるものを優先して行う。
- ・ 古典籍資料
- ・ 録音・映像資料
- ・ 博士論文：平成 2（1990）年度までに送付を受けたものを対象範囲とする。
- ・ 憲政資料
- ・ 日本占領関係資料
- ・ 日系移民関係資料
- ・ 地図資料
- ・ 新聞資料

このほか、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災においてその重要性が明らかとなった過去の災害の教訓を確実に後世に伝えるため、災害の記録等についても、引き続き、優先的にデジタル化を進める。

また、劣化状況等から保存対策の緊急性が非常に高く、かつ、代替物の入手が困難な資料については、上述の資料群・対象範囲以外の資料であっても優先的に個別にデジタル化を行う。

なお、実施に際しては、出版者及び著作（権）者等の関係者との協議状況等も考慮する。

5 デジタル化の方法

紙媒体の資料のデジタル化では画像データを作成し、アナログ形式の録音・映像資料のデジタル化では音声・映像データ及び付属資料（盤面を含む。）の画像データを作成する。館が製作したマイクロフィルムが存在する場合は、マイクロフィルムからデジタル化を行う

ことも可能とする。

目次情報及び本文のテキストデータを作成する。メタデータについては、原資料の書誌データを活用するほか、デジタルデータ作成に係る情報を必要に応じて記録する。

6 デジタル化資料の提供と保存

デジタル化資料は、原資料の代替物として「国立国会図書館デジタルコレクション」(<https://dl.ndl.go.jp/>)を通じて利用提供するとともに、提供・管理に用いる情報システムのサーバに格納し、保存することを原則とする。ただし、保存用の画像データ等については、別途、「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025」(令和3年国図電 2102181号)において、長期保存に適した合理的かつ安定的な保存環境の整備に取り組むこととする。

なお、デジタル化済みの原資料は、適切な保存対策を行い、原則として利用には供しないこととする。

7 資料デジタル化の成果の利活用

我が国の知識・文化の基盤として、館所蔵資料のデジタル化の成果が広く社会的に利活用されるように努める。そのために、著作権等に留意しつつ社会的な理解を得るよう努める。

送信サービスによる入手困難資料の提供を着実に実施するとともに、インターネットで利用できる資料を拡大するため、適宜著作権処理を進める。また、著作者(著作権者)及び出版者又は著作者(著作権者)から権利を譲渡された出版者からインターネット公開の許諾を得たものをインターネット公開する。

本文検索等を目的とする画像データの本文テキストデータ及び視覚障害者等のための本文テキストデータの利活用については、「国立国会図書館本文データの利活用に係る基本方針 2019」(令和元年国図電 1908072号)に基づき、出版者、著作(権)者等の関係者の理解も得ながら進める。

また、デジタル化資料を利活用しやすくするため、かつ、長期的アクセスを保証するため、関係機関等と調整の上、デジタル化資料へのデジタルオブジェクト識別子(DOI)の付与を引き続き行う。

さらに、他機関による資料デジタル化の推進のために資料デジタル化の成果の一つである館の知識・経験を提供する目的で、館におけるデジタル化の方法等を示したデジタル化の手引を公開するとともに、資料デジタル化に係る研修を実施する。